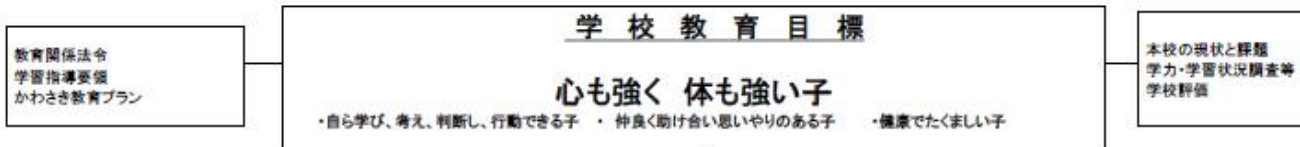


令和8年度

川崎市立新城小学校

いじめ防止基本方針



学び合う学校	支え合う学校	安全安心な学校	開かれた学校
中期学校経営目標			
「分かる楽しい授業」 新しい時代に必要となる資質・能力の育成を図るため、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善により、児童一人一人の質の高い学びを実現する。	「共に認め合い協力し合う」 他者との様々なふれ合いや体験的な学習を通して規範意識やコミュニケーション能力を育み、健やかで心豊かな児童を育成する。	「安全、安心に通ぐす」 心身の健康を育み安全を確保することの基礎的な素養を児童の発達段階に応じて育成するとともに、児童が安全で安心して生活できる環境を整える。	「保護者・地域社会と協働」 めざす学校の姿・子どもの姿を保護者及び地域社会と共有し、協働しながら、その実現に向け、学校教育活動の充実を図る。
短期学校経営目標			
◇コミュニケーション能力を高める教育活動を推進する。 ◇「探究学習」等の視点での学習指導を工夫する。 ◇ICT機器を活用した学習形態の工夫する。 ◇教職員の指導力向上による学習の定着を図る。	◇児童一人一人の活躍の場をつくり「自己有用感」を育てる。 ◇目標や意欲、興味・関心をもたせ、友達と協力しながら粘り強く活動に取り組ませる。 ◇いじめの未然防止・早期発見・解決に取り組む。 ◇児童の成長を支える教育相談や支援体制の充実を図る。	◇安全に関する情報を正しく判断し、行動に結びつけるための指導の充実を図る。 ◇防災教育の取組を進める。 ◇心身の安全・安心が感じられる環境の整備に努める。	◇保護者や地域社会と連携して児童を育む。 ◇保護者や地域に向けて教育活動について発信をする。 ◇学校経営等の改善に学校評価を生かす。 ◇学校運営協議会を設置することや学校報告会等で学校教育活動の成果と課題を報告をする。



具体的な取り組み			
◇児童の実態を把握し、わかりやすい授業や学習環境をつくり、個々の学習の定着を図る。 ◇学習で育てたい資質・能力、本時のねらいを明確にもった授業を展開する児童が「分かった、できた」という達成感を味わえるような授業を行い、学習の定着を図る。 ◇探究的な学びの充実を図る。 ◇GIGA端末やICT機器の効果的な活用と共に、情報モラル等の育成に努める。 ◇校内研究の充実を図り、校内研究を基盤としながら、小教研、市教委各研修へ積極的に参加し自己研鑽を図る。 ◇学年を中心とした教材研究、指導方法の研究、学習環境をつくる。(教職員同士の同僚性) ◇校内OJTとして若手教員の指導技術等を伝承し、資質能力の向上に努める。 ◇学校評価を生かす。	◇丁寧な言葉遣い、挨拶の励行等、一人一人を大切にしたい人権尊重教育の推進に努める。 ◇教育活動全体を通じて道徳教育を充実させる。自他の生命のかけがえのなさ、人を傷付けることが許されないこと等について具体的な場面で繰り返し指導する。 ◇学校行事やクラブ、委員会、たてわり活動等の中で、児童自らがよりよい学校生活を目指す活動を意図して実施する。 ◇一人一人が仲間と関わり、自己有用感や充実感をもち、ともに学び合う楽しさや喜びを醸成する。 ◇共生*共育プログラム及び効果測定を計画的に実施し、個と集団の関係を把握し学級経営に生かす。 ◇関係機関とのネットワークを大切に情報連携と行動連携を行い、問題の早期解決と未然防止に努める。	◇新城小の約束やきまり・(「教育活動ガイドライン」)を基に教職員が共通理解を図りながら基本的な指導を進める。 ◇いじめ防止基本方針の下、アンケート等を実施して、いじめ防止、早期発見、早期解決への組織的対応の充実を図る。 ◇支援教育Co中心として保護者、専門家等と連携し、組織的に取り組む。職員打合せ等でも情報を共有する。 ◇危機管理意識をもち、安全対策、安全点検、安全指導の充実を図る。 ◇安全指導は具体的な場面で繰り返し指導する。安全について緊急性があるものはすぐに指導等を行う。 ◇事故、けが等は、早急に事実確認や状況把握をしっかりと行い、丁寧な対応をする。 ◇食物アレルギーに対する認識を全教職員が認識し、予防策、対応策を講じる。 ◇体罰禁止、個人情報保護等、服	◇地域の人材を活用した授業等を行う。 ◇授業参観、懇談会等で学校の取組を通じて教育活動を理解していただくように努める。 ◇学校だより、HP、情報発信サービスを活用し、教育活動等を伝える。 ◇保護者や地域、PTA委員等からの情報を共有し連携協力をする。 ◇関係機関とのネットワークを大切に情報・行動の連携を行う。 ◇学校運営協議会を設置し、学校経営に生かしていく。 ◇学校評価を生かす。

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任、支援教育コーディネーター、児童支援担当、養護教諭
学年主任 7名（支援級含む）・人権尊重教育・共生共育担当
スクールカウンセラー（要請による派遣）
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
…総括教諭、学年主任、教務主任、校長、教頭
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成…（教頭、支援教育CO）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営…（教務主任、支援教育CO）
- ・いじめ問題に関する資料の管理…（支援教育CO）
- ・道徳教育との連携…（教科主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し…（校内いじめ防止対策会議構成員）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい、年間計画の作成
 - 1年・・・・・・・・・・（1年主任）
 - 2年・・・・・・・・・・（2年主任）
 - 3年・・・・・・・・・・（3年主任）
 - 4年・・・・・・・・・・（4年主任）
 - 5年・・・・・・・・・・（5年主任）
 - 6年・・・・・・・・・・（6年主任）
 - 支援級・・・・・・・・（支援級主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・（支援教育CO）
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携・・・（校長・支援教育CO）

【保護者・地域との連携】

- ・児童会（運営委員会・代表委員会）との連携・・・・・・・・・・（運営委員会担当）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・（教頭、教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・（支援教育CO）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・（支援教育CO）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・（支援教育CO）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・教育相談週間の実施 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生＊共育プログラムの取り組み・効果測定の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導点検強化月間の取り組み（児童会を中心とした取組、いじめ^{ゼロ}標語等） ・6月の学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約、学校生活アンケート結果を受けての対応・第1回児童教育相談 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 <p>【児童生徒指導点検強化月間】（教育相談活動を通じた児童生徒理解の徹底など）</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・7月の学校生活アンケート実施・集約結果を受けての対応 ・教育相談週間の実施 ・夏休み期間中の対応確認 ・いじめの防止対策に関する研修会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・9月の学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約、学校生活アンケート結果を受けての対応・第2回児童教育相談 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取り組みの確認 ・情報モラル教育の実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・10月の学校生活アンケート実施・集約・結果を受けての対応
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・11月の学校生活アンケート実施・集約・結果を受けての対応 ・情報モラル教育の実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・学校評価アンケートの実施・集約・結果を受けての対応
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生＊共育プログラムの取り組み・効果測定の実施
2	<p>【学校体制振り返り月間の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・2月の学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約、学校生活アンケート結果を受けての対応について・第3回児童教育相談
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取り組み

児童が発する小さなサインを見逃さないように努め、日頃から児童とのふれあいを大切に、一人一人の児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止や、早期発見・早期対応に取り組みます。また、児童の豊かな人間関係を育むためにさまざまな取り組みを行います。

児童の取り組み

○たてわり活動

異学年集団で児童が活動し、多くの人とふれ合うことで、お互いを理解し尊重しあいながら協力して活動する喜びや充実感を味わい、豊かな人間性を築くことができるように、年間を通してたてわり活動に取り組みます。

○あいさつ運動・委員会活動等

児童が自らの学校生活の充実と向上を図るためにできることを話し合い、実行します。その中で、代表委員の児童を中心に、朝のあいさつ運動に取り組みます。

○幼保小の交流

幼保小の交流を充実させ、発達の連続性をふまえた児童の育ちを保障するとともに、世話をする活動を通して豊かな人間性を築くことができるようにします。

保護者との連携による取り組み

○あいさつ運動

さまざまな人との人間関係を築くための基本となるあいさつを気持ちよくすることができるように、あいさつ運動に取り組みます。

○地域パトロール（PTA・おやじの会）

児童の校外での安全な生活や健全な人間関係を築くことができるように、地域のパトロールに取り組みます。

地域の方との連携による取り組み

○あいさつ運動

児童の見守りを兼ね、さまざまな人との人間関係を築くための基本となるあいさつを気持ちよくすることができるように、あいさつ運動に取り組みます。